

支笏洞爺国立公園
洞爺湖中島生態系維持回復事業計画
(環境省案)

令和 年 月 日

農林水産省

環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

支笏洞爺国立公園 洞爺湖中島生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

令和●年●月●日から下記の目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

支笏洞爺国立公園は、北海道の南西部に位置し、後志火山帯の中心部を占め、我が国を代表するカルデラ湖である支笏湖と洞爺湖を中心に、今なお活動を続けている有珠山、昭和新山、樽前山と典型的な成層火山の羊蹄山等多くの火山によって構成されている。また、これらの山々の間に、噴泉、地獄谷等の火山現象地や、倶多楽湖、橘湖等の火山性湖沼が散在しており、我が国を代表する火山群峰景観地である。

本国立公園の南西部に位置する洞爺湖には、中央火口丘である大島、弁天島、観音島、饅頭島の4島からなる中島火山群（以下「洞爺湖中島」という。）がある。植生としてはエゾイタヤやシナノキなどの落葉広葉樹林が大部分を占め、そのほかにトドマツやカラマツの人工針葉樹林や草原が分布している。

洞爺湖中島にはかつてエゾシカは生息しておらず、昭和30年代に人為的に持ち込まれたものが逸出し、増加している。その個体数は爆発的増加と減少を繰り返し、島の森林植生の変化が確認されたことから、植生保護柵を設置して、在来植生の保全を図るとともに、近年は環境省の捕獲事業にて個体数調整を行っている。

エゾシカの影響としては、樹皮剥ぎによる樹木枯死や、食害による林床植生の衰退と、外来植物を含む不嗜好植物の増加といった森林植生の変化があり、その影響が小さかった昭和52年の植生調査結果と比較し、現在の確認種数は3割弱へと顕著に変化していることが確認されている。

本事業では、関係機関等と連携し、洞爺湖中島において、生態系の状況を把握するための調査、監視（モニタリング）及びエゾシカや外来生物の防除等を実施することで、島内の植生が健全に更新できる生態系へと回復させ、その生態系が維持されることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

支笏洞爺国立公園 洞爺湖中島（大島、弁天島、観音島、饅頭島）

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

① 植生の監視（モニタリング）

保全対象である在来植生については、島のほぼ全域がエゾシカの影響を受けているため、現時点で影響を受けていない植生保護柵内とそれ以外の植生について監視（モニタリング）を実施する。

なお、植生保護柵外の植生については、植生タイプにより、林地と草地に分けて植生状況を監視（モニタリング）する。林地では林床植生の違いを考慮し、毎木調査、林床植生調査等を、草地では優占種別（不嗜好性種優占地と被食耐性種優占地）に調査区を設定して植生調査を実施し、外来植物の侵入状況を含め、その変化を定期的に監視（モニタリング）する。

② エゾシカの生息状況の把握

エゾシカの生息状況（増減、分布域、季節移動等）を適切に把握するため、自動撮影カメラやドローン等を用いるなどして生息状況調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。また、エゾシカの密度が変化した際の生息状況の把握方法について、あらかじめ検討を行ったうえで状況に応じた調査を行う。

③その他生態系に影響を与える生物等の把握

植生、エゾシカ以外に生態系の変化に影響を与える又はその影響を受ける生物について把握するための調査を行い、その生息・生育状況の監視（モニタリング）を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

①エゾシカの捕獲

洞爺湖中島における生態系の回復及び維持に支障を及ぼすエゾシカについては、その影響を排除するため、銃器、くくりわな等による捕獲及び捕獲個体の処理を適切に実施するとともに、メスジカの捕獲を積極的に行う。

当面は個体数の増加を防ぐため、毎年個体群の自然増加分以上の捕獲が必要であり、捕獲目標頭数は、上記（1）の調査結果をもとに順応的に設定したうえで捕獲を実施する。

②外来生物の防除

上記（1）の調査・監視（モニタリング）の結果を踏まえ、エゾシカ導入以降に新たに確認された外来生物については、その生息・生育状況を踏まえ、防除を行う。特にアメリカオニアザミは、生態系被害防止外来種として選定されており、生態系への影響が危惧されるため、拡散防止策としてアメリカオニアザミの刈り取り等の防除活動を行う。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エゾシカによる採食圧等の影響を受けている在来生物については、域内保全を原則とし、特に良好な生態系を維持している既設の植生保護柵内の環境を維持するため、植生保護柵等必要な施設の維持管理を行う。

また、上記（1）の調査・監視（モニタリング）の結果を踏まえ、生態系の維持・回復に重要な生物が確認された場合、効果的な生息・生育環境の改善手法や実証試験の実施を検討する。

(4) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

洞爺湖中島における生態系の重要性、エゾシカによる生態系への影響及び対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネットや洞爺湖ビジターセンターや中島・湖の森博物館等の利用拠点を活用し、地域住民や公園利用者への普及啓発を進め、本事業への理解と協力を

働きかける。

(5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

以上の事業内容をより効果的・効率的に行い、エゾシカ等による生態系への影響を最小限とするため、分布域や生息密度の変化に応じた防除やその効果の把握方法等について適宜調査・研究・実証試験等を実施し、より効果的かつ効率的な新たな手法の検討を進め、事業の展開を図ることとする。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

順応的管理の考え方にに基づき事業を実施していくため、5年を目途にエゾシカの生息状況等を確認し、その時点におけるエゾシカが生態系に与えている影響の程度と段階の分析を行い、事業の内容とその効果、目標の達成状況等の総括的な検証・評価を行い、必要に応じて本事業計画等の見直しを行うこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき北海道知事が策定した「北海道鳥獣保護管理事業計画」及び「北海道エゾシカ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）」、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき関係町が策定する「鳥獣被害防止計画」等との整合を図るものとする。

また、国有林野の管理経営に関する法律に基づき北海道森林管理局長が策定した「地域管理経営計画（後志胆振森林計画区）」及び「洞爺湖中島エゾシカ対策協議会」が令和3年3月に策定した「洞爺湖中島エゾシカ管理計画」とも整合を図ることとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して、必要な事業を重複が無いよう役割分担して実施していくものとする。

また、本事業における調査や捕獲等の結果については、関係機関等からなる「洞爺湖中島エゾシカ対策協議会」等において情報共有を図るとともに、専門家からの評価や助言を受け、随時関係事業へ反映することを検討する。